第明治二十五種郵便物認可

(ｲ)　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。

ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒂　本工事は、申請書及び資料の提出時に、積算に必要な見積書の提出を求め、予定価格に反映させる「見積徴収方式」の工事である。

⒃　本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

⒄　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（受注者希望型）である。

⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。

⒆　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⒇　本工事は、月単位の週休２日による施工を指定する工事である。なお、月単位の週休２日が達成出来ない場合においても、通期の週休２日による施工を行わなければならない。

(21)　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者については、平成21年度以降に、下記のア、イの要件を満たす製作及び架設工事を元請けとして完成・引渡しが完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、下記ア、イは同一工事であること（製作と架設が分離発注された同一橋梁又は橋梁形式が同様なセパレート橋についても同一工事とする。）。

ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

イ　橋梁形式が鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　特定建設共同企業体の代表者以外の構成員については、平成21年度以降に、上記の⑷のア、イの要件を満たす製作及び架設工事を元請けとして完成・引渡しが完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、上記ア、イは同一工事であること（製作と架設が分離発注された同一橋梁又は橋梁形式が同様なセパレート橋についても同一工事とする。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、帯広開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合は、参加を認める。

⑺　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での作業期間に専任で配置できること。現地での作業期間は、令和８年２月上旬から工期末までを予定している。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成21年度以降に、上記⑷に掲げる要件を満たす製作及び架設工事を元請けとして施工した実績を有する者であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成21年度以降に、上記⑸に掲げる工事の要件を満たす製作及び架設工事を元請けとして施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴を有する者であること。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⒁　「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、(ｱ)から(ｳ)の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

評価項目

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。